

南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE
(緊急災害対策派遣隊)活動計画
「第1次計画」【第1版】

【九州地方整備局編】

平成26年3月
国土交通省 九州地方整備局

目次

第 1 章	適用及び想定地震	1
第 2 章	派遣準備	3
第 3 章	TEC - FORCE の派遣	5
第 4 章	派遣指揮	6
第 5 章	TEC - FORCE の指揮命令系統	7
第 6 章	九州 TEC - FORCE 総合司令部	8
第 7 章	県 TEC - FORCE 司令部	9
第 8 章	TEC - FORCE 現地進出拠点	10
第 9 章	TEC - FORCE 各班の役割	11
第 10 章	現地情報連絡班 (リエゾン)	12
第 11 章	先遣班 (ヘリコプター調査)	14
第 12 章	現地支援班	18
第 13 章	災害記録班	19
第 14 章	情報通信班	20
第 15 章	被災状況調査班	21
第 16 章	応急対策班	22
第 17 章	先遣班 (緊急調査)	23
第 18 章	高度技術指導班	23
別表 1	TEC - FORCE 各班の構成 (案)	24
別表 2	九州地方整備局管内事務所名、略名一覧表	25
別図 1	南海トラフ巨大地震における TEC - FORCE 参集・移動イメージ (案)	26
別図 2	南海トラフ巨大地震における排水ポンプ車運用計画【暫定版】	27

第1章 適用及び想定地震

第1 適用

本活動計画は、「国土交通省南海トラフ巨大地震対策九州ブロック地域対策計画」に基づき、発災直後速やかなTEC-FORCE派遣を目的とし、南海トラフを震源とする九州東側沿岸域（福岡県東部、大分県、宮崎県、鹿児島県東部）（以下、「九州東側沿岸域」という。）で震度6弱以上の地震の発生、または大津波警報が発令された場合（以下、「南海トラフ巨大地震が発生した場合」という。）に適用する。

第2 本計画の位置づけ

本活動計画は、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定等をもとに、TEC-FORCEの初動時における派遣に係る手順等を定めたもので、実働派遣においては被災状況等を踏まえ九州地方整備局災害対策本部、または災害等支援本部が臨機に対応を指揮するものとする。

なお、本活動計画に基づき、訓練等を実施し隊員の技術力や防災対応力の向上を図るとともに、訓練の課題等を踏まえ、本活動計画をより具体的・実践的なものへと逐次改善するものとする。

第3 想定する地震災害

本計画で想定している地震災害は前述のとおり、南海トラフ巨大地震が発生した場合とし、地震の規模を示すマグニチュードは9.1と想定する。この規模の地震が発生した場合の最大震度分布図を図1-1に、最大津波高さを図1-2に、九州各県における最大震度、最大浸水面積、最大浸水深、最大津波高を表1-1に示す。（出典：いずれも内閣府公表資料）

図1-1 最大震度分布図

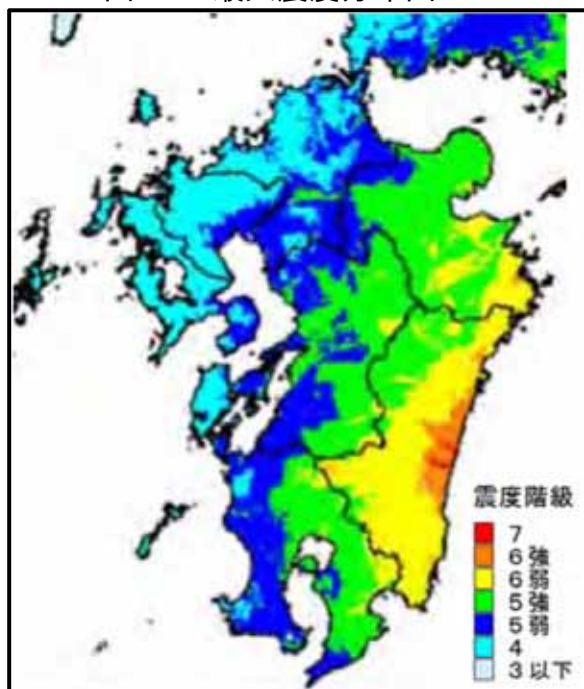


図1-2 最大津波高(満潮位)

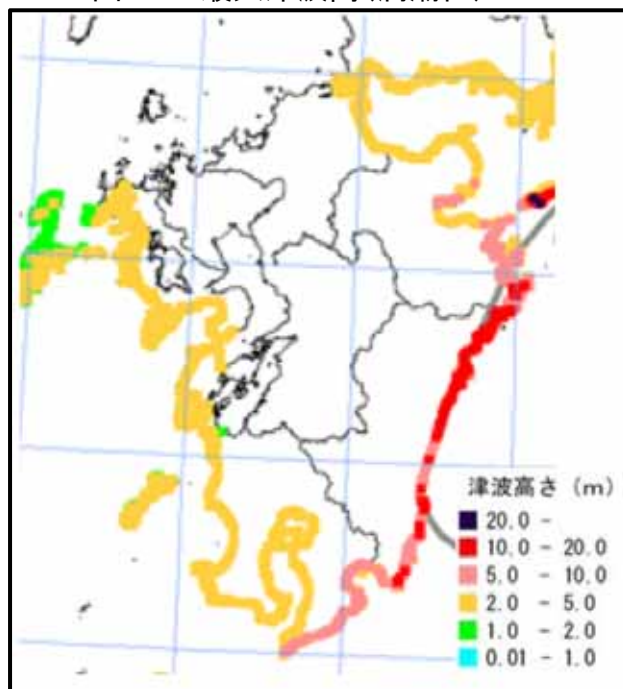


表 1-1 各地の最大震度、最大浸水面積、最大浸水深、最大津波高

	最大震度			最大浸水面積			最大浸水深			最大津波高		
	震度	地震動 ケース	震度が 最大となる 市町村	浸水面積 (ha)	津波 ケース	浸水面積が 最大となる 市町村	浸水深	津波 ケース	浸水深が 最大となる 市町村	津波高 (m)	津波 ケース	津波高が 最大となる 市町村
福岡県	5強	陸側、東側 西側、経験的手法	浅倉市ほか	250	①、②、④ ⑥、⑧、⑩	北九州市 門司区	5m以上 10m未満	全ケース	北九州市 門司区	4	全ケース	北九州市 門司区ほか
佐賀県	5強	陸側	杵島郡 白石町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	5強	陸側	諫早市ほか	1,860	⑤	長崎市	5m以上 10m未満	全ケース	長崎市ほか	4	④、⑤、⑩	長崎市ほか
熊本県	6弱	陸側	阿蘇郡 高森町ほか	310	⑤	天草市	2m以上 5m未満	全ケース	天草市ほか	4	④、⑤、⑩、⑪	天草市
大分県	6強	全ケース	佐伯市ほか	6,150	⑩	佐伯市	10m以上	④、⑤、⑩	佐伯市ほか	15	⑩	佐伯市
宮崎県	7	陸側	宮崎市ほか	12,390	⑩	宮崎市	10m以上	全ケース	延岡市ほか	17	④	串間市
鹿児島県	6弱	基本、陸側 西側、経験的手法	志布志市ほか	6,650	⑩	大島郡 喜界町	10m以上	③、④、⑤ ⑨、⑩	志布志市ほか	13	⑩	熊毛郡 屋久島町

地震動ケース

基本ケース：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの

陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの

東側ケース：基本ケースの強震動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの

西側ケース：基本ケースの強震動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの

※経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法

津波ケース

<大すべり域、超大すべり域が1箇所のパターン>

ケース①：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

ケース②：「紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

ケース③：「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

ケース④：「四国沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

ケース⑤：「四国沖～九州沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

<大すべり域、超大すべり域に分岐断層も考えるパターン>

ケース⑥：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）」を設定

ケース⑦：「紀伊半島沖」に「大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）」を設定

<大すべり域、超大すべり域が2箇所のパターン>

ケース⑧：「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を2箇所設定

ケース⑨：「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を2箇所設定

ケース⑩：「三重県南部沖～徳島県沖」と「足摺岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を2箇所設定

ケース⑪：「室戸岬沖」と「日向灘」に「大すべり域＋超大すべり域」を2箇所設定

第2章 派遣準備

第1 体制の構築

南海トラフ巨大地震が発生した場合、九州地方整備局及び九州地方整備局管内の全事務所、全管理所(以下、「全事務所等」という。)は九州地方整備局災害対策本部及び支部を設置し、「南海トラフの巨大地震 非常体制」を発令するものとする。

また、体制発令と同時に、TEC-FORCE、リエゾン及び災害対策用機械・機器等(以下、「TEC-FORCE」という。)の派遣調整を行うものとする。

第2 TEC-FORCE隊員の参集及び出動

- ・九州地方整備局管内でTEC-FORCE隊員に任命されている者は自動的に本局、または所属事務所等に参集するものとする。
- ・九州地方整備局管内の全事務所等は、別途定めるTEC-FORCE派遣人員(九州地方整備局災害対策本部、または九州地方整備局災害等支援本部より指示があった場合はその人員)の出動準備が整い次第、速やかに進出拠点(表 2-1)へ出動させるものとする。

表 2-1 進出拠点

進出県	進出拠点	集結ルート
大分県	道の駅 ゆふいん	九州自動車道～大分自動車道または国道 210 号
	道の駅 はゆま	九州自動車道～国道 57 号または大分自動車道～国道 326 号または国道 10 号
宮崎県	道の駅 都城	九州自動車道～宮崎自動車道及び東九州自動車道または国道 268 号～国道 10 号

注)進出拠点は、被災状況及び関係機関との調整等により、別途各県が定めた後方支援拠点等を含めた、上記3箇所以外の場所に設置する場合もある。

第3 TEC-FORCE総括責任者及びTEC-FORCE派遣調整窓口の設置

① TEC-FORCE総括責任者

九州地方整備局は、九州地方整備局以外の整備局、北海道開発局、及び内閣府沖縄総合事務局(以下、「他地整等」という。)からのTEC-FORCEの受け入れを行う際、九州地方整備局に「TEC-FORCE総括責任者」を置き、国土交通本省及び他地整等との連絡調整にあたるものとする。

なお、TEC-FORCE総括責任者は表 2-2 に示す者がその職にあたるものとする。

② TEC-FORCE派遣調整窓口

他地整等は、TEC-FORCEを九州地方整備局管内に派遣する際、他地整等内に「TEC-FORCE派遣調整窓口」を置き、国土交通本省及び九州地方整備局との連絡調整にあたるものとする。

なお、発災後、比較的早い段階から他地整等TEC-FORCEの派遣が可能であると想定される内閣府沖縄総合事務局については、事前にTEC-FORCE派遣調整窓口を設定するものとし、表 2-2 に示す者がこの職にあたるものとする。

表 2-2 TEC-FORCE派遣窓口

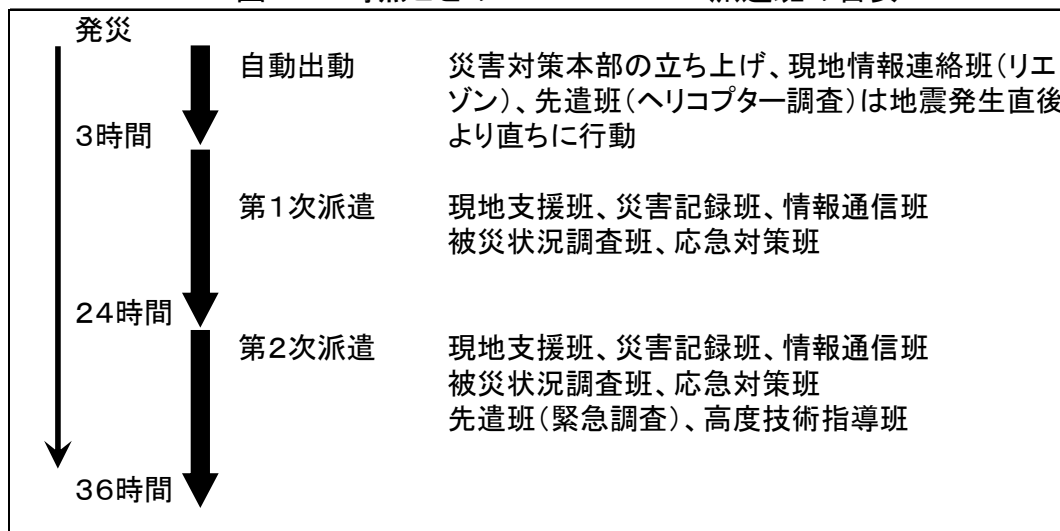
九州地方整備局	TEC-FORCE 総括責任者	第1候補	企画部	企画調整官
		第2候補		総括防災調整官
沖縄総合事務局	TEC-FORCE 派遣調整窓口	第1候補	開発建設部	企画調整官
		第2候補	開発建設部	防災課長

第3章 TEC—FORCEの派遣

第1 時点ごとの派遣班

TEC—FORCEの時点ごとの派遣班の目安を図 3-1 に示す。

図 3-1 時点ごとのTEC—FORCE派遣班の目安



第2 自動出動

現地情報連絡班(リエゾン)及び先遣班(ヘリコプター調査)については、発災直後より自動参集・自動出動を行うものとし、現地情報連絡班(リエゾン)については、第10章、先遣班(ヘリコプター調査)については、第11章によるものとする。

第3 第1次派遣、第2次派遣

第1次派遣部隊においては、発災直後より出動準備を開始し、発災後3時間を目処に出動するものとする。

第2次派遣部隊においては、発災直後より出動している現地情報連絡班(リエゾン)及び先遣班(ヘリコプター調査)の情報を基に、必要人員を適切に判断し、発災後24時間を目処に出動するものとする。

第4 TEC—FORCE各班の構成

TEC—FORCE各班の標準的な構成は別表1のとおりとするが、現地状況、派遣人員状況を鑑み適宜変更できるものとする。

第4章 派遣指揮

第1 派遣指揮

- ・九州地方整備局の職員で構成されるTEC-FORCE(以下、「九州TEC-FORCE」という。)の派遣は、九州地方整備局災害対策本部長、または九州地方整備局災害等支援本部長(以下、「九州地方整備局災害対策本部長等」という。)が派遣指揮を行うものとする。
- ・九州地方整備局以外の職員で構成されるTEC-FORCE(以下、「他地整等TEC-FORCE」という。)の派遣は、九州地方整備局災害対策本部長等の要請に基づき国土交通本省災害対策本部等が派遣指揮を行うものとする。

第2 不測の事態

- ・不測の事態により国土交通本省災害対策本部等の派遣指揮が実施できない場合、他地整等TEC-FORCE及び災害対策用ヘリコプターは、派遣可能な範囲内において、表4-1に定める集結(駐機)場所へ自動的に移動を開始するものとする。
- ・他地整等TEC-FORCE及び災害対策用ヘリコプターが集結場所に到着後の派遣指揮は九州地方整備局災害対策本部長等が行うものとする。

表4-1 他地整等TEC-FORCE集結(駐機)場所

区 分	集 結 場 所
他地整等TEC-FORCE	九州防災・火山技術センター(九州技術事務所内) (福岡県久留米市高野1丁目)
九州地方整備局以外の整備局の災害対策用ヘリコプター	福岡空港 (福岡県福岡市博多区)
沖縄総合事務局の災害対策用ヘリコプター	鹿児島空港 (鹿児島県霧島市溝辺町麓)

第5章 TEC—FORCEの指揮命令系統

第1 TEC—FORCEの指揮命令系統

TEC—FORCEの指揮命令系統は、国土交通本省に設置される災害対策本部等を筆頭に、九州TEC—FORCE総合司令部、県TEC—FORCE司令部、TEC—FORCE現地進出拠点の順に指揮命令を伝達するものとする。

TEC—FORCEの指揮命令系統及び設置場所、責任者の模式図を図5-1に示す。

① 九州TEC—FORCE総合司令部

九州地方整備局、8階防災対策室に設置される組織であり、詳細については第6章による。

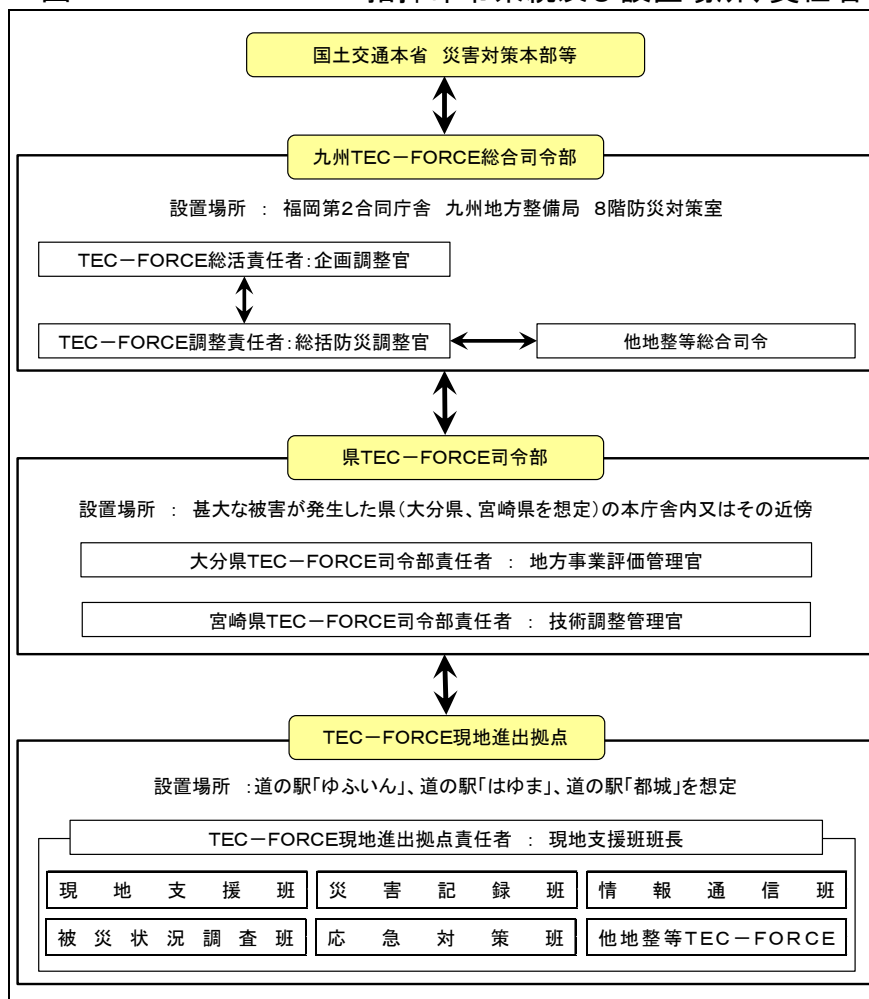
② 県TEC—FORCE司令部

甚大な被害が発生した県の本庁舎またはその近傍に設置される組織であり、大分県と宮崎県の2箇所に設置を想定している。詳細については第7章による。

③ TEC—FORCE現地進出拠点

TEC—FORCEの活動拠点として設置される組織であり、「道の駅ゆふいん」、「道の駅はゆま」、「道の駅都城」の3箇所に設置を想定している。詳細については第8章による。

図5-1 TEC—FORCE指揮命令系統及び設置場所、責任者



第6章 九州TEC－FORCE総合司令部

第1 目的

九州TEC－FORCE及び他地整等TEC－FORCEの派遣調整・連絡調整を、国土交通本省災害対策本部等及び他地整等TEC－FORCEの派遣元他地整等と行い、連絡系統の一元化を図るとともに、九州地方整備局管内で活動するTEC－FORCEの総取りまとめを行うことを目的とする。

第2 設置場所及び体制

① 設置場所

九州地方整備局8階防災対策室に設置するものとし、九州地方整備局に事故があるときは、九州防災・火山技術センターに設置するものとする。

② 体制

TEC－FORCE総括責任者、TEC－FORCE調整責任者、他地整等総合司令を置くものとする。

TEC－FORCE総括責任者には、九州地方整備局企画調整官がこの職にあたるものとし、企画調整官に事故があるときは、九州地方整備局総括防災調整官がその職務を代行するものとする。

TEC－FORCE調整責任者には、九州地方整備局総括防災調整官がこの職にあたるものとし、総括防災調整官に事故があるときは、九州地方整備局火山防災対策分析官がその職務を代行するものとする。

他地整等総合司令には、他地整等から派遣されたTEC－FORCEの各隊長がこの職にあたるものとし、隊長に事故があるときは、他地整等TEC－FORCEの各隊長補佐がその職務を代行する。

第3 業務内容

- ・ 国土交通本省災害対策本部等とTEC－FORCE全体の派遣調整。
- ・ 他地整等TEC－FORCEの派遣元整備局等との派遣調整。
- ・ TEC－FORCE全班(他地整等TEC－FORCE含む)の所在地、活動内容の把握。
- ・ 地方公共団体等からの支援ニーズ全体像の把握及び、TEC－FORCE各班の適切な派遣。
- ・ 地方公共団体及び報道機関等に現地被災状況、TEC－FORCE派遣情報など災害対応に関する情報発信。

第7章 県TEC－FORCE司令部

第1 目的

派遣されている被災県及び関係する地方公共団体等の支援ニーズの集約を行い、TEC－FORCE派遣計画を作成するとともに、九州TEC－FORCE総合司令部及び被災県との各種調整を行い、TEC－FORCE現地進出拠点への情報伝達等を行うことを目的とする。

第2 設置場所及び体制

① 設置場所

甚大な被害が想定される大分県及び宮崎県の県本庁舎内、もしくはその近傍にそれぞれ設置することを想定している。

なお、現在設置を想定している大分県、宮崎県以外にも甚大な被害が確認された場合は、その被災県にも設置するものとする。

② 体制

大分県には大分県TEC－FORCE司令部責任者、宮崎県には宮崎県TEC－FORCE責任者を置くものとする。

発災直後の大分県TEC－FORCE司令部責任者には、九州地方整備局地方事業評価管理官がこの職にあたるものとし、地方事業評価管理官に事故があるときは、九州地方整備局環境調整官がその職務を代行するものとする。

発災直後の宮崎県TEC－FORCE司令部責任者には、九州地方整備局技術調整管理官がこの職にあたるものとし、技術調整管理官に事故があるときは、九州地方整備局技術開発調整官がその職務を代行するものとする。

九州TEC－FORCE総合司令部は、県TEC－FORCE司令部の交代要員が整い次第、早急に各県に派遣することとし、交代後の各県TEC－FORCE司令部責任者には、各県TEC－FORCE司令部班の隊長がその職務を引き継ぐものとする。

大分県及び宮崎県以外に県TEC－FORCE司令部を設置する必要が生じた場合は、九州TEC－FORCE総合司令部にて派遣人員を検討することとする。

第3 業務内容

- ・ 派遣されている被災県及び被災地方公共団体等から支援ニーズを主体的に収集し、TEC－FORCE派遣計画を作成、九州TEC－FORCE総合司令部に報告。
- ・ TEC－FORCE現地進出拠点及びTEC－FORCE各班からもたらされる情報を集約し、九州TEC－FORCE総合司令部及び被災地方公共団体等に情報提供。
- ・ TEC－FORCE各班の活動状況を把握し、九州TEC－FORCE総合司令部、被災地方公共団体等、他地整等TEC－FORCEの隊長、その他関係機関への情報共有。
- ・ 九州TEC－FORCE総合司令部から各班への指示等の中継して伝達。

第8章 TEC－FORCE現地進出拠点

第1 目的

TEC－FORCE隊員及び災害対策用機械・機器等の中継拠点として、県TEC－FORCE司令部とTEC－FORCE各班との連絡調整を行うと共に、TEC－FORCE隊員及び災害対策機械・機器等の活動地点への派遣調整を行うことを目的とする。

第2 設置場所及び体制

① 設置場所

大分県北部の進出拠点として道の駅「ゆふいん」、大分県南部、宮崎県北部の進出拠点として道の駅「はゆま」、宮崎県南部の進出拠点として道の駅「都城」の3箇所を設置することを想定している。

なお、被災状況及び関係機関との調整等により、別途各県が定めた後方支援拠点等を含めた上記3箇所以外の場所に、設置する場合もある。

② 体制

各TEC－FORCE現地進出拠点には、TEC－FORCE現地進出拠点責任者を置き、第1次派遣時に出動する九州地方整備局の現地支援班の班長がこの職にあたるものとし、班長に事故があるときは、班長付がその職務を代行するものとする。

派遣期間が終了し交代要員が到着した場合は、交代要員の現地支援班班長がその職務を引き継ぐものとする。

第3 業務内容

- ・ 県TEC－FORCE司令部と各班との連絡調整窓口。
- ・ TEC－FORCE隊員及び災害対策機械・機器等の派遣要請、受入に関する調整。
- ・ TEC－FORCE隊員及び災害対策機械・機器等の配備に関する命令の伝達。
- ・ TEC－FORCE隊員及び災害対策機械・機器等の活動状況の把握。
- ・ 必要に応じ、中継基地の設営に関する総括

第9章 TEC-FORCE各班の役割

第1 TEC-FORCE各班の役割

TEC-FORCE各班の役割を表 9-1 に示す。各班は派遣目的及び活動内容に基づき活動を行うものとする。

表 9-1 TEC-FORCE各班の役割等

	派遣部隊	派遣目的	活動内容掲載章
自動出動	現地情報連絡班 (リエゾン)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の支援ニーズ及び被災概況の把握 ・地方公共団体への情報提供 	第10章
	先遣班 (ヘリコプター調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用ヘリコプターにより、被災状況等を把握 	第11章
第1次派遣以降	現地支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・TEC-FORCE 総合司令部等と各班への情報伝達 ・各班への指示及びロジ等後方支援 	第12章
	災害記録班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場の被災状況及びTEC-FORCEの活動状況を記録 	第13章
	情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況及び復旧状況の監視に必要な通信回線の構築 ・被災地方公共団体等の関係機関との間の通信回線の確保と配信 	第14章
	被災状況調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・踏査等により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所を早期把握 	第15章
	応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・照明車、排水ポンプ車、応急組立橋梁等の資機材を活用し、被災地の応急対策支援 	第16章
必要に応じて	先遣班 (緊急調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に対する国の災害対処方針の確定 ・重要な公共土木施設の被災状況調査 	第17章
	高度技術指導班	<ul style="list-style-type: none"> ・特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導 	第18章

第10章 現地情報連絡班(リエゾン)

第1 派遣目的

九州地方整備局と地方公共団体相互の情報共有及びTEC-FORCEや災害対策車両等の派遣、支援要請の調整を行うことを目的とする。

なお、発災直後においては、緊急的に地方公共団体等の情報を収集する必要があることから、第一陣は派遣先地方公共団体の近隣事務所より派遣することを基本とし、1両日中に、交代要員の確保及び派遣を行うものとする。

第2 設置場所及び体制

① 設置場所

表 10-1 に示す派遣先の地方公共団体の災害対策本部室内への設置を原則とする。

② 体制

- ・リエゾンは2人1組を基本とし、局補佐級(事務所課長級)+局係長級(事務所係長級)とする。
- ・特に重要な事象が発生している場合など状況に応じ、局官級(事務所副所長級)を派遣するなど、臨機に対応するものとする。
- ・被災直後においては、地方公共団体の要請を待たずして、表 10-1 に定める派遣事務所より自動参集・自動出動を行うものとする。
- ・九州地方整備局災害対策本部長等は、自動出動したリエゾンの交代要員として、表 10-2 に定める派遣事務所に対し、交代要員の派遣を指示するものとする。
- ・派遣地方公共団体数は最大4県35市町村を想定しているが、被災状況により臨機に対応するものとする。
- ・リエゾンの派遣期間が長期に及ぶ場合は、表 10-1 及び表 10-2 に示している派遣担当事務所に限らず九州地方整備局管内の全事務所等、及び必要に応じ他地整等に応援を要請するなど臨機に対応するものとする。

表 10-1 発災直後のリエゾン派遣先及び派遣担当事務所

(派遣事務所の略称については別表2を参照)

福岡県		大分県		宮崎県		鹿児島県	
派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所
福岡県庁	福国	大分県庁	大分	宮崎県庁	宮崎	鹿児島県庁	鹿国
北九州市	北国	中津市	山国	延岡市	延岡	志布志市	志港
苅田町	苅港	宇佐市	山国	門川町	延岡	大崎町	大隅
行橋市	北国	豊後高田市	山国	日向市(震度7)	延岡	東串良町	大隅
築上町	北国	姫島村	大分	木城町(震度7)	宮崎	肝付町	大隅
豊前市	北国	国東市	大分	都農町(震度7)	宮崎	南大隅町	大隅
吉富町	北国	杵築市	大分	川南町(震度7)	宮崎		
		日出町	大分	西都市(震度7)	宮崎		
		別府市	別港	高鍋町(震度7)	宮崎		
		大分市	大分	新富町(震度7)	宮崎		
		臼杵市	佐伯	宮崎市(震度7)	宮崎		
		津久見市	佐伯		宮港		
		佐伯市	佐伯	日南市	宮崎		
				串間市	宮崎		

※上記の事務所で対応が不可能な場合、上記事務所間での応援のほか、下記事務所より応援するものとする。

- ① 福岡県： 本局、遠賀、福国、佐国、北港、博港
- ② 大分県： 本局、筑後、菊池、福国、佐国、熊営、博港
- ③ 宮崎県： 本局、熊本、立野、八代、川辺、熊港
- ④ 鹿児島県： 本局、川内、鹿国、鹿港、鹿営

表 10-2 リエゾン交代要員派遣担当事務所

(派遣事務所の略称については別表2を参照)

派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所	派遣先	派遣事務所
福岡県庁	本局	大分県庁	本局	宮崎県庁	本局	鹿児島県庁	本局
北九州市	遠賀	中津市	北国	延岡市	熊本	志布志市	川内
苅田町	北港	宇佐市	筑後	門川町	熊本	大崎町	鹿国
行橋市	福国	豊後高田市	筑後	日向市(震度7)	熊本	東串良町	鹿国
築上町	福国	姫島村	菊池	木城町(震度7)	熊本	肝付町	鹿港
豊前市	北国	国東市	菊池	都農町(震度7)	立野	南大隅町	鹿営
吉富町	北国	杵築市	菊池	川南町(震度7)	立野		
		日出町	佐国	西都市(震度7)	八代		
		別府市	佐国	高鍋町(震度7)	八代		
		大分市	本局	新富町(震度7)	八代		
		臼杵市	佐国	宮崎市(震度7)	本局		
		津久見市	熊営	日南市	川辺		
		佐伯市	博港	串間市	川辺		

※上記の事務所で対応が不可能な場合、上記事務所間での応援のほか、下記事務所より応援するものとする。

- ① 福岡県： 本局、遠賀、福国、北国、佐国、北港、博港
- ② 大分県： 本局、筑後、菊池、福国、北国、佐国、熊営、博港
- ③ 宮崎県： 本局、熊本、立野、八代、川辺、熊港
- ④ 鹿児島県： 本局、川内、鹿国、鹿港、鹿営

第3 業務内容

- ・九州地方整備局への要望、連絡窓口。
- ・地方公共団体所管施設等の被災情報等を収集し、情報連絡班を通じTEC-FORCE調整責任者へ報告。
- ・地方公共団体で活動しているTEC-FORCE各班の活動状況の把握。
- ・特に重要と思われる情報の収集及び地方公共団体が必要としている情報、資料等の提供調整。
- ・発災直後からの地方公共団体支援ニーズの把握と被災概況の把握。
- ・地方公共団体への情報の提供。

第11章 先遣班(ヘリコプター調査)

第1 派遣目的

上空から被災状況及び被災地への進入ルート調査(被害状況、渋滞状況)を行うと共に、ヘリテレを使用し現地の状況を撮影するとともに、映像のリアルタイム配信や状況報告を行うものとする。

第2 ヘリコプターの出動

- ・ 災害対策用ヘリコプター「はるかぜ」号(以下、「はるかぜ号」という。)の運航管理責任者は、九州地方整備局災害対策本部、または九州地方整備局災害等支援本部(以下、「九州地方整備局災害対策本部等」という。)、報道等より、南海トラフ巨大地震の発生情報を入手した場合、飛行準備を直ちに開始するものとする。
- ・ 九州地方整備局災害対策本部等より運航指示があった場合、はるかぜ号は本計画に基づき震度6強以上エリアの調査を開始するものとする。(図 11-1、図 11-2 参照)
- ・ 九州地方整備局災害対策本部等と連絡が取れない状況においても、飛行準備が完了し、航空法に基づき有視界飛行が可能である場合は、九州地方整備局災害対策本部等の運航指示を待つことなく、調査飛行を開始するものとする。

第3 TEC-FORCE隊員の搭乗

- ・ はるかぜ号には、TEC-FORCE隊員3名(河川、道路、港湾)が搭乗し、調査飛行を行うことを基本とする。
- ・ 調査飛行に際し、TEC-FORCE隊員の一部または全員の搭乗が間に合わない場合は、はるかぜ号が給油する際に搭乗するものとする。(給油する空港またはヘリポートは被災状況等により判断する。)
- ・ 調査飛行にあたり、TEC-FORCE隊員が搭乗できない場合には、撮影技師もしくは整備士が可能な範囲でヘリテレ配信映像に合わせた被災状況等の説明を実施するものとする。

第4 ヘリ搭乗者の選定

先遣班(ヘリコプター調査)の搭乗者については、福岡空港、熊本空港、大分県中央空港、鹿児島空港の近隣事務所等で構成するものとする。

なお、搭乗者は九州地方整備局職員を基本とするが、必要に応じて、国土交通本省、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所等の職員も搭乗する事がある。

第5 被災調査、情報収集優先順位

先遣隊(ヘリコプター調査)による被災調査等の優先順位は、以下のとおりとする。

優先順位1:九州自動車道、東側海岸線調査ルート(図 11-1)

九州の大動脈である九州自動車道の被災状況及び渋滞状況等の把握及び甚大な被害が予想されている東側海岸線の被災調査を行うルート

優先順位2:災害対策車両等進入路確認ルート(図 11-2)

災害対策車両、緊急輸送、TEC-FORCEの進入に必要な横軸道路の被災状況、渋滞状況等を確認するルート

他地整等から災害対策用ヘリコプターが応援に到着した場合の飛行ルートは、はるかぜ号の被災調査進捗状況を考慮し決定する。

第6 被災状況調査ルート

優先順位1、優先順位2の調査飛行ルートは以下のとおりとするが、調査飛行ルートは目安であり、被災状況及びCCTVカメラ映像等で収集した情報により臨機にルートを選定するものとする。

●九州自動車道、東側海岸線を調査するルート(優先順位1)

[移動 : 福岡空港⇒鹿児島空港] ※運航状況により途中熊本空港で給油

- ・福岡空港を離陸後、福岡都市高速道路上空を大宰府 IC 方面へ飛行、大宰府 IC から九州自動車道を鹿児島方面へ南下(各高速道路の被災等状況も確認)
- ・九州自動車道 溝辺鹿児島空港IC付近まで調査後、鹿児島空港へ着陸し給油

[被災状況調査 : 鹿児島空港ベース(海岸F、海岸E、海岸D)]

- ・3フライト(3ルート)で東海岸線及び空港、重要港湾施設等を調査

[被災状況調査 : 大分県央空港ベース(海岸C、海岸B、海岸A)]

- ・3フライト(3ルート)で東海岸線及び空港、重要港湾施設等を調査

[概略飛行ルート]概略飛行時間約 16 時間

福岡空港⇒九州自動車道⇒鹿児島空港⇒海岸F⇒鹿児島空港⇒海岸E⇒鹿児島空港⇒海岸D⇒大分県央空港⇒海岸C⇒大分県央空港⇒海岸B⇒大分県央空港⇒海岸A⇒福岡空港

[東側海岸ルート調査範囲]

- ・海岸A(大空～国東～北九州～福空) ・海岸B(大空～大分～国東～大空)
 - ・海岸C(大空～蒲江～大分～大空) ・海岸D(大空～宮崎～蒲江～大空)
 - ・海岸E(空港～志布志～宮崎～空港) ・海岸F(鹿空～志布志～佐多岬～鹿空)
- ※ベース空港【福空:福岡空港、大空:大分県央空港、鹿空:鹿児島空港】

●災害対策車両等進入路を確認するルート(優先順位2)

- ・道路A:福岡 IC ～ 大分 ～ 鳥栖 JCT ルート (国道 10 号～大分道)
- ・道路B:熊本 IC ～ 大分 ～ 延岡～松橋 IC ルート(国道 57 号～国道 218 号)
- ・道路C:人吉 IC ～ 宮崎 ～ えびの IC ルート (国道 219 号～宮崎道)
- ・道路D:加治木 IC～志布志～えびの IC ルート (東九州道～宮崎道)

第7 ヘリコプターの手配

早急に被災状況の全体把握を行う必要があることから、他地整等ヘリコプターをはじめ、民間ヘリコプターの活用も視野に入れ手配を行うものとする。

第8 調査映像の配信

はるかぜ号及び他地整等ヘリコプターより撮影する映像は、情報共有のため関係機関へ映像配信を行うものとする。

図 11-1 九州自動車道、東側海岸線調査ルート



図 11-2 : 災害対策車両等進入路確認ルート



第12章 現地支援班

第1 派遣目的

被災現場へ派遣されるTEC-FORCE各班の後方支援を行うとともに、外部からの問い合わせ対応や、TEC-FORCE現地進出拠点の運営を行うものとする。

第2 活動方針

現地支援班は発災直後より活動を開始し、主に以下に示す活動を行うものとする。

- ① TEC-FORCE現地進出拠点の運営
- ② TEC-FORCE各班の活動支援(派遣隊員の宿泊、食糧手配、燃料手配、移動手段確保、安否確認、勤務時間管理など、ロジ関係全般)
- ③ 外部等からの TEC-FORCE活動状況に関する問い合わせ対応
- ④ 九州地方整備局災害対策本部等の現地本部が置かれた場合の運営協力

第3 派遣時期

- ・ 第1次派遣に指定された班は、直ちに進出拠点へ向け移動を開始するものとする。
- ・ 第2次派遣以降については、被害規模及び被災地方公共団体からの要請等、更に甚大な被害が発生していると判断される場合に、九州地方整備局災害対策本部等が必要人員を適切に判断し、発災後24時間後を目処に、進出拠点に向け移動を開始させるものとする。

第4 進出拠点

- ・ 第1次派遣に指定された班は、別図1に示す進出拠点(道の駅ゆふいん、道の駅はゆま、道の駅都城)に集結するものとする。
- ・ 第1次派遣班において、現地の被災状況等により、進出拠点を変更する場合は、九州地方整備局災害対策本部等に報告を行うものとする。
- ・ 第2次派遣以降についても同様とする。

第5 進出拠点の変更及び連絡

被災県の要請により、進出拠点に変更が生じた場合は、第1次派遣班においては、九州TEC-FORCE総合司令部より、第二次派遣以降については県TEC-FORCE司令部より連絡を行うものとする。

第13章 災害記録班

第1 派遣目的

災害現場の被災状況及び現地におけるTEC－FORCE各班の活動状況の記録及びとりまとめを行い、九州地方整備局災害対策本部等に報告するとともに、一般住民及び被災地方公共団体及び報道機関等への広報活動を行うものとする。

第2 活動方針

災害記録班は発災直後より活動を開始し、主に以下に示す活動を行うものとする。

- ① 被災状況の記録
- ② TEC－FORCE各班の活動状況の記録
- ③ TEC－FORCE活動広報資料の作成
- ④ 記者発表資料の作成

第3 派遣時期、

- ・ 第1次派遣に指定された班は、直ちに進出拠点へ向け移動を開始するものとする。
- ・ 第2次派遣以降については、被害規模及び被災地方公共団体からの要請等、更に甚大な被害が発生していると判断される場合に、九州地方整備局災害対策本部等が必要人員を適切に判断し、発災後24時間後を目処に、進出拠点に向け移動を開始させるものとする

第4 進出拠点

- ・ 第1次派遣に指定された班は、別図1に示す進出拠点（道の駅ゆふいん、道の駅はゆま、道の駅都城）に集結するものとする。
- ・ 第1次派遣班において、現地の被災状況等により、進出拠点を変更する場合は、九州地方整備局災害対策本部等に報告を行うものとする。
- ・ 第2次派遣以降についても同様とする。

第5 進出拠点の変更及び連絡

被災県の要請により、進出拠点に変更が生じた場合は、第1次派遣班においては、九州TEC－FORCE総合司令部より、第二次派遣以降については県TEC－FORCE司令部より連絡を行うものとする。

第14章 情報通信班

第1 派遣目的

被災現場と九州地方整備局災害対策本部等間の映像配信・通信回線の構築を行うとともに、被災地方公共団体等の通信回線が被災している場合に、被災地方公共団体と九州地方整備局災害対策本部等間の通信回線の確保を行うものとする。

第2 活動方針

衛星通信車、Ku-SATⅡ、i-RAS等、九州地方整備局が所有する通信機器及び衛星回線網、移動通信網を最大限活用し、被災現場及び九州地方整備局災害対策本部等と通信回線の確保ができていない被災地方公共団体等間通信の確保に努めるものとする。

第3 派遣時期

- ・ 第1次派遣に指定された班は、直ちに進出拠点へ向け移動を開始するものとする。
- ・ 第2次派遣以降については、被害規模及び被災地方公共団体からの要請等、更に甚大な被害が発生していると判断される場合に、九州地方整備局災害対策本部等が必要人員を適切に判断し、発災後24時間後を目処に、進出拠点に向け移動を開始させるものとする

第4 進出拠点

- ・ 第1次派遣に指定された班は、別図1に示す進出拠点(道の駅ゆふいん、道の駅はゆま、道の駅都城)に集結するものとする。
- ・ 第1次派遣班において、現地の被災状況等により、進出拠点を変更する場合は、九州地方整備局災害対策本部等に報告を行うものとする。
- ・ 第2次派遣以降についても同様とする。

第5 進出拠点の変更及び連絡

被災県の要請により、進出拠点に変更が生じた場合は、第1次派遣班においては、九州TEC-FORCE総合司令部より、第二次派遣以降については県TEC-FORCE司令部より連絡を行うものとする。

第15章 被災状況調査班

第1 派遣目的

現地踏査等により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所を早期に把握するものとする。

第2 活動方針

被災状況調査班は、発災当日より活動を開始し、初動時には特に以下の3点について調査を行うものとする。

- ① 緊急輸送道路など重要な公共土木施設の被災状況
- ② 優先度の高い箇所における公共土木施設の被災状況確認
- ③ 被災地域全域における公共土木施設の被災状況確認

なお、調査場所等は九州地方整備局災害対策本部等、または県TEC-FORCE司令部が作成するTEC-FORCE派遣計画に基づき、被災状況調査を行うものとする。活動に際しては、二次災害の防止に十分留意するものとする。

第3 派遣時期

- ・ 第1次派遣に指定された班は、直ちに進出拠点へ向け移動を開始するものとする。
- ・ 第2次派遣以降については、被害規模及び被災地方公共団体からの要請等、更に甚大な被害が発生していると判断される場合に、九州地方整備局災害対策本部等が必要人員を適切に判断し、発災後24時間後を目処に、進出拠点に向け移動を開始させるものとする

第4 進出拠点

- ・ 第1次派遣に指定された班は、別図1に示す進出拠点(道の駅ゆふいん、道の駅はゆま、道の駅都城)に集結するものとする。
- ・ 第1次派遣班において、現地の被災状況等により、進出拠点を変更する場合は、九州地方整備局災害対策本部等に報告を行うものとする。
- ・ 第2次派遣以降についても同様とする。

第5 進出拠点の変更及び連絡

被災県の要請により、進出拠点に変更が生じた場合は、第1次派遣班においては、九州TEC-FORCE総合司令部より、第2次派遣以降については県TEC-FORCE司令部より連絡を行うものとする。

第16章 応急対策班

第1 派遣目的

地震、津波より被災している地域の、排水支援、土砂・がれき撤去、迂回路の設置、海上輸送路の確保など、応急対策を実施するものとする。

第2 活動方針

排水ポンプ車、照明車、応急組立橋、海洋環境整備船等の災害対策機械類及び資機材等を活用し、九州地方整備局災害対策本部等、または県TEC-FORCE司令部が作成するTEC-FORCE派遣計画に基づき、応急対策を行うものとする。活動に際しては、二次災害の防止に十分留意するものとする。

なお、排水ポンプ車等による緊急湛水排除については、救命・救助の支援が想定され一刻も早い排水活動が必要なことから、九州地方整備局が保有する排水ポンプ車等を最大限に活用し、早期の排水作業を行うための「南海トラフ巨大地震における排水ポンプ車運用計画【暫定版】」(別図2)による活動を優先して実施する。

第3 派遣時期

- ・ 第1次派遣に指定された班は、直ちに進出拠点へ向け移動を開始するものとする。
- ・ 第2次派遣以降については、被害規模及び被災地方公共団体からの要請等、更に甚大な被害が発生していると判断される場合に、九州地方整備局災害対策本部等が必要人員を適切に判断し、発災後24時間後を目処に、進出拠点に向け移動を開始させるものとする

第4 進出拠点

- ・ 第1次派遣に指定された班は、別図1に示す進出拠点(道の駅ゆふいん、道の駅はゆま、道の駅都城)に集結するものとする。
- ・ 第1次派遣班において、現地の被災状況等により、進出拠点を変更する場合は、九州地方整備局災害対策本部等に報告を行うものとする。
- ・ 第2次派遣以降についても同様とする。

第5 進出拠点の変更及び連絡

被災県の要請により、進出拠点に変更が生じた場合は、第1次派遣班においては、九州TEC-FORCE総合司令部より、第2次派遣以降については県TEC-FORCE司令部より連絡を行うものとする。

第17章 先遣班(緊急調査)

第1 派遣目的

- ・ 広域的かつ多岐にわたる視点から被災地の概況や重被災箇所の詳細を把握するため、先遣班(緊急調査)を派遣するものとする。
- ・ 先遣班(緊急調査)はヘリコプター等により災害の規模や重大な現象及び被害集中地域を即座に判断し、広域的な支援計画を作成するものとする。

第2 先遣班(緊急調査)の派遣指揮

- ・ 先遣班(緊急調査)の派遣指揮については、国土交通本省災害対策本部等が行うものとする。
- ・ 先遣班(緊急調査)の構成は主に国土交通本省TEC-FORCEにより構成するものとする。
- ・ 国土交通本省は、先遣班(緊急調査)の派遣を発災後直ちに決定し、指揮監督を行うものとする。
- ・ 国土交通本省に不測の事態が生じ、国土交通本省災害対策本部等による派遣及び派遣指揮が不可能と判断した場合には、関係機関との総合調整により、九州地方整備局災害対策本部等により派遣指揮を行うものとする。

第18章 高度技術指導班

第1 派遣目的

- ・ 特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針提案等を行うものとする。

第2 高度技術指導班の派遣

- ・ 九州地方整備局災害対策本部長等は、特異な被災事象等により、高度な技術指導等が、必要と判断した場合は、国土交通本省災害対策本部等に対し高度技術指導班の派遣要請をおこなうものとする。
- ・ 派遣要請を受けた国土交通本省災害対策本部等は、直ちに主に国土交通本省TEC-FORCEで構成する派遣者を決定し、九州地方整備局災害対策本部長等との調整のもと直ちに高度技術指導班を派遣するものとする。
- ・ 国土交通本省に不測の事態が生じ、国土交通本省災害対策本部等による派遣及び派遣指揮が不可能と判断した場合には、関係機関との総合調整により、九州地方整備局災害対策本部長等より派遣指揮を行うものとする。

別表1 TEC-FORCE各班の構成(案)

班種		標準的な構成	標準的な使用車両	派遣班数	派遣職員数	
県TEC-FORCE司令部		・隊長 1名 ・副隊長 1名 ・ロジ担当2名	・連絡車1台	2	1班4人 ×2班 =8人	
現地支援班		・班長 1名 ・班長付き 1名 ・班員 1名 ・運転手 1名	・災对本部車1台 ・待機支援車1台 ・連絡車1台 ・(衛星通信車1台) ※調整者として電通職が必要な場合、またKusat IIが必要な場合、下記情通班より割り振る	3	1班4人 ×3班 =12人	
災害記録班		・班長 1名 ・班員 1名	・連絡車1台	3	1班2人 ×3班 =6人	
情報通信班	Ku-SAT II (車載型)班	・班長 1名 ・班員 1名	・衛星通信車 1台 ・連絡車 1台 ・(照明車 1台) ※照明車が必要な場合は応急対策班から割り振る	3	1班2人 ×3班 =6人	
	Ku-SAT II (可搬型)班	・班長 1名 ・班員 1名	・ku-SAT II 1台 ・運搬車 1台 ・連絡車 1台 ・(照明車 1台) ※照明車が必要な場合は応急対策班から割り振る	3	1班2人 ×3班 =6人	
被災状況調査班	災害対策ヘリグループ		・河川・道路・港湾職員 3名	・災対ヘリ(はるかぜ) 1機 ・沖縄ヘリ 1機	2	1班3人 ×2班 =6人
	現地調査グループ	公共土木施設 (河川)	・班長 1名 ・班員 3名	・連絡車1台	8	1班4人 ×8班 =32人
		公共土木施設 (道路)	・班長 1名 ・班員 2名	・連絡車1台	38	1班3人 ×38班 =114人
		公共土木施設 (港湾)	・班長 1名 ・班員 3名	・連絡車1台	4	1班4人 ×4班 =16人
		公共土木施設 (下水道)	・班長 1名	・連絡車1台	1	1班1人 ×1班 =1人
		土砂災害危険箇所 (砂防)	・班長 1名 ・班員 3名	・連絡車1台	5	1班4人 ×5班 =20人
		被災建築物調査	・班長 1名 ・班員 2名	・連絡車1台	1	1班3人 ×1班 =3人
応急対策班	航路啓開グループ		・班長 1名 ・班員 2名	・海洋環境整備船(海煌) 1隻	1	1班3人 ×1班 =3人
	排水ポンプ車		・班長 1名 ・班員 1名	・排水ポンプ車5台 ・照明車2台 ・連絡車1台	3	1班2人 ×3班 =6人
	無人化施工機械(※)		・班長 1名 ・班員 1名	・無人化施工機械1台 ・照明車1台 ・連絡車1台	3	1班2人 ×3班 =6人
	応急組立橋(※)		・班長 1名 ・班員 1名	・応急組立橋1式 ・資材 ・連絡車1台	2	1班2人 ×2班 =4人
先遣班(緊急調査)		(状況に応じて編成)	(状況に応じて編成)			
高度技術指導班		(状況に応じて編成)	(状況に応じて編成)			

●運転手は班員がレンタカーを運転する。

※無人化施工機械及び応急組立橋については応援要請後に出動する。

別表2 九州地方整備局管内事務所名、略名一覧表

九州地方整備局	本局	緑川ダム管理所	緑川
筑後川河川事務所	筑後	筑後川ダム統合管理事務所	筑統
遠賀川河川事務所	遠賀	鶴田ダム管理所	鶴田
福岡国道事務所	福国	山国川河川事務所	山国
北九州国道事務所	北国	九州技術事務所	九技
武雄河川事務所	武雄	国営海の中道海浜公園事務所	海中
佐賀国道事務所	佐国	熊本営繕事務所	熊営
長崎河川国道事務所	長崎	鹿児島営繕事務所	鹿営
雲仙復興事務所	雲仙	下関港湾事務所	下港
熊本河川国道事務所	熊本	北九州港湾・空港整備事務所	北港
八代河川国道事務所	八代	博多港湾・空港整備事務所	博港
川辺川ダム砂防事務所	川辺	苅田港湾事務所	苅港
菊池川河川事務所	菊池	別府港湾・空港整備事務所	別港
立野ダム工事事務所	立野	唐津港湾事務所	唐港
大分河川国道事務所	大分	長崎港湾・空港整備事務所	長港
佐伯河川国道事務所	佐伯	熊本港湾・空港整備事務所	熊港
大分川ダム工事事務所	大ダ	宮崎港湾・空港整備事務所	宮港
宮崎河川国道事務所	宮崎	鹿児島港湾・空港整備事務所	鹿港
延岡河川国道事務所	延岡	志布志港湾事務所	志港
川内川河川事務所	川内	関門航路事務所	関航
大隅河川国道事務所	大隅	下関港湾空港技術調査事務所	下技
鹿児島国道事務所	鹿国		

別図2 南海トラフ巨大地震における排水ポンプ車運用計画【暫定版】

